# 令和2年度

# 三島市

# 介護予防·日常生活支援総合事業 集団指導資料

三島市健康推進部 地域包括ケア推進課

令和3年3月

# 目次

1	三島市で実施している介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について・・	1
2	事業対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	介護予防ケアマネジメントについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
4	事業対象者の新規申請に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	第1号事業を実施する事業所の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6
6	総合事業の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	その他(連絡事項等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

- 1 三島市で実施している介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について
- (1) 介護予防・生活支援サービス(要支援認定を受けたもの、基本チェックリスト該当者(事業対象者)が対象)

	概要	詳細 (三島市の実施内容)					
訪問型サービス							
訪問介護 (改正前の訪問介護相当)	訪問介護員による身体介護、生活援助	総合事業訪問介護として指定事業所にて実施					
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)							
指定事業所による提供	<b>ナー東田メルマ」、7 ※展本に トフル洋標</b> 時	指定事業所にて実施					
短期生活援助 (委託)	主に雇用されている労働者による生活援助	委託事業所にて実施					
訪問型サービスB(住民主体による支援)							
シルバー人材センター実施(	(委託) 住民主体の自主活動として行う生活援助等	委託にて実施(市内全域)					
住民主体	- 住民主体の日主活動として117生活抜助寺	実施団体1 (芙蓉台自治会) R3.1~					
通所型サービス							
通所介護 (改正前の通所介護相当)	生活機能向上のための機能訓練など	総合事業通所介護として指定事業所にて実施					
介護予防ケアマネジメント(A、B、	Cの順に優先する)	•					
ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	総合事業訪問介護、通所介護に対応するケ					
7 / Y A > > > F A	原則的なケアマインメント	アマネジメント					
ケアマネジメントB	簡略化したケアマネジメント	訪問型サービスA (指定事業所) に対応する					
771127718	IBPERIO DICEPTA CONTENTA	ケアマネジメント					
		短期生活援助、訪問型サービスB、高齢者福					
ケアマネジメントC	初回のみのケアマネジメント	社サービス (給食、ごみ回収) に対応する					
		ケアマネジメント					

## (2) 一般介護予防事業 (第1号被保険者全てとその支援のための活動に関わるものが対象)

		概要	詳細 (三島市の実施内容)	
介護予防把握事業		収集した情報を活用して何らかの支援を要するものを把握 し、介護予防活動に繋げる	高齢者総合相談窓口に介護保険制度や高齢 者福祉サービスについて知識を有する専門 職をシルバーコンシェルジュとして配置 し、高齢者のニーズや状況の把握を行い、 適切なサービスにつなげる	
介	護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	※詳細は下記	
	介護予防講座等	健康、認知症予防、口腔機能や料理教室などの介護予防講座や講演会を開催		
	シニア向け運動教室	身体や脳、口腔の健康を保ち、衰えを防ぐための運動方法を学ぶ教室を委託事業者により公民館等で開作		
	オンラインを活用した講座	FacebookやLINE、Zoomなどのオンラインを活用した介護予防活動に関する講座等を開催		
	介護予防講師派遣事業	地域で実施されている高齢者サロン等に、介護予防に資する活動を指導する講師の派遣を実施		
地	域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	※詳細は下記	
	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修会	地域での高齢者の見守りや介護予防に資する体操を普及するためのボランティアを育成するための研修会等を実施		
	介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援	⊎地域での介護予防活動の推進のために、住民運営の通いの場での体力測定や活動支援に係る講座等		
-	般介護予防事業評価事業	計画に定める目標値の達成状況等の検証により、事業評価を 行う	3段階の評価指標(ストラクチャー指標、 プロセス指標、アウトカム指標)を活用し 実施	
地	域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場(地域サロン等)へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	希望に応じてリハビリテーション専門職を 派遣し、住民への介護予防に関する技術的 助言、介護職員等への介護予防に関する技 術的助言、地域が会議やサービス担当者会議 におけるがマジメハ支援、その他地域にお ける介護予防の取組みの機能強化をする支 援等を実施	

#### 2 事業対象者について

(1) 事業対象者とは

第1号被保険者(65歳以上)のうち、 基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントによりサービスに繋げる必要がある者のこと。ただし要支援より軽度のものは想定していない。

- (2) 三島市の事業対象者登録のルール
  - ① 新たに指定事業所によるサービス提供を必要とする場合

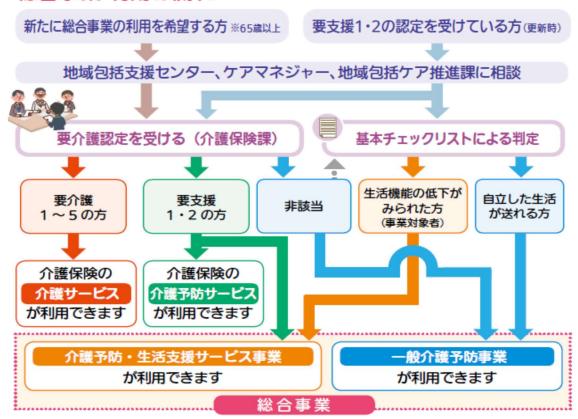
三島市においては、主治医意見書による医療情報及び認定審査による意見等に基づく適切なサービスをケアプランに位置付けることができるように、原則として、介護保険の新規申請を行う。 その結果に応じて利用できるサービスは下記のとおり

- ・要介護1~5:介護サービスを利用(介護予防・生活支援サービスの利用は不可)
- ・要支援1~2:介護予防・生活支援サービス及び介護予防サービスの利用
- ・非該当:本来、介護予防・生活支援サービスの利用はできないが、状態像が要支援相当であり、介護予防ケアマネジメントにより必要と認められ、基本チェックリストに該当する場合は、事業対象者の申請を行い、当該サービスを利用することが出来る。

※事業対象者の届出日以降サービス利用が可能になる。遡りは出来ないので注意

② 要支援者が認定の有効期間終了後に介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合 今後利用するサービスが介護予防・生活支援サービスのみで、基本チェックリストに該当する場合は、**認定の有効期間が終了する 60 日前から終了日までに**事業対象者の申請を行う。

## 総合事業 利用の流れ



③ 短期生活援助(訪問型サービス A)、訪問型サービス B、高齢者福祉サービス(一人暮らし高齢者等給食サービス、ふれあいさわやか回収)の利用が必要な場合 状態像が要支援相当であり、介護予防ケアマネジメントによりサービスの利用が必要と認めら

れ、基本チェックリストに該当する場合は、事業対象者の申請を行う。

- (3) 住所地特例者が事業対象者として総合事業のサービス利用を希望する場合の取扱い
  - ① 三島市の施設に居住する他市町村の被保険者の場合 原則として施設所在地市町村が判定することになっているため、三島市のルールに従い、三島市の地域包括支援センターを介して三島市の窓口へ申請し、市から保険者の市町村に被保険者証の発行を依頼する。(保険者の市町村によって様式等が異なる場合があるので要相談)
  - ② 他市町村の施設に居住する三島市の被保険者から相談があった場合 原則として施設所在地市町村の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行うことと なるため、施設所在地の地域包括支援センターに相談するよう伝える。
- 3 介護予防ケアマネジメントについて
  - 三島市介護予防ケアプラン作成マニュアルに従って行うこと。主な留意事項は下記のとおり ※関連様式は市ホームページ(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn030647.html)に掲載
- (1) 介護予防ケアマネジメントの使い分けと介護予防ケアマネジメント費の請求について 利用者の状況に応じてケアプランに定めるサービスによって使い分ける。予防給付によるサービ スを含む場合は介護予防支援となる。また、ケアプランの変更により、Bから A に変更する際はサ ービス担当者会議を行うなど、必要な手続きを行うこと。

ただし、介護予防ケアマネジメント費はその月のサービス提供状況によって請求する類型を変更する必要がある。例えば、総合事業通所介護と訪問型サービスAの利用者は基本的にはケアマネジメントAとなるが、何らかの事情で総合事業通所介護を全く利用しなかった月はケアマネジメントBで請求を行う。

- (2) 介護予防ケアマネジメント実施要領の別定めに関する事項
  - ① 例外的な総合事業訪問介護の利用について

身体介護が入らない場合でも認知症、精神疾患等がある人や退院直後などで状態変化が想定されるなど、専門職によるサービスが必要と考えられ、介護予防ケアマネジメント、サービス担当者会議によりその必要性が認められた人は、下記書類を市に提出し決定を受けた上で利用可能となる。

提出書類: 例外的な総合事業訪問介護利用申請書、ケアプラン(写)、サービス担当者会議の記録(写)期間: 事業対象者は2年、要支援者は認定有効期間を上限とした介護予防ケアマネジメントにて必要とされる期間

② 事業対象者の総合事業通所介護利用回数増加の申請について

三島市版介護予防アセスメントシートに該当した**事業対象者**(要支援1は対象外)のうち、介護 予防ケアマネジメント、サービス担当者会議により必要と認められた人は、下記書類を市に提出 し決定を受けた上で要支援2と同単位の算定が可能となる。 提出書類:事業対象者の総合事業通所介護利用回数増加申請書、アセスメントシート、ケアプラン、サービス担当者会議の記録期間:2年を上限とした介護予防ケアマネジメントにて必要とされる期間

- ③ 利用に関する注意事項
  - ①、②の審査には2週間程度要するので、サービス提供に間に合うように提出すること。

#### (3) ケアマネジメント C に関するお願い

ケアマネジメント C はその対象となるサービスの性質上、サービス開始時に利用者のセルフマネジメントを支援するために簡略化された介護予防ケアマネジメントを行い、利用者や家族、サービス実施主体との共有を図った後、モニタリング等は行わないとなっているが、その後も利用者の状態が変化したときや困りごとが出来た時には安心して相談できる体制が確保できるようお願いする。また、必要がある場合は、再アセスメントを行い、必要なサービスへ移行する手続きを行ってほしい。

参考)介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの類型

ケアマネジメント プロセス	ケアマネジメント 類型	サービス種別		ケアマネジメント 内容・報酬	サービス開始月	翌月以降
	介護予防支援・ ケアマネジメントA	総合事業サージ	訪問介護 (総合事業訪問介護)	サービス担当者会議	0	必要時·更新時
				モニタリング等	_	毎月状況確認・3か月ごと訪問(6ヶ月評価)
   原則的な				ケアプラン報酬	基本報酬A+初回加算	月々基本報酬
ケアマネジメント			通所介護 (総合事業通所介護)	サービス担当者会議	0	必要時·更新時
				モニタリング等	_	毎月状況確認・3か月ごと訪問(6ヶ月評価 運動器加算がある場合は3か月ごと評価)
				ケアプラン報酬	基本報酬A+初回加算	月々基本報酬
ケータ ルーナ	ケアマネジメントB		訪問型サービスA	サービス担当者会議	_	必要時
簡略化した ケアマネジメント				モニタリング等	_	毎月実績確認・6か月毎に訪問(6ヶ月評価)
				ケアプラン報酬	基本報酬B+初回加算	月々基本報酬
	ケアマネジメントC と各種サービスの 利用申請書		訪問型サービスB	サービス担当者会議	×	×
				モニタリング等	×	×
				ケアプラン報酬	基本報酬C+初回加算	初回のみ報酬
			短期生活援助	サービス担当者会議	×	×
				モニタリング等	×	×
初回のみの				ケアプラン報酬	基本報酬C+初回加算	初回のみ報酬
ケアマネジメント		高齢者福祉サービス	一人暮らし高齢者等 給食サービス	サービス担当者会議	×	×
				モニタリング等	×	×
				ケアプラン報酬	基本報酬C+初回加算	初回のみ報酬
			ふれあいさわやか回収	サービス担当者会議	〇 廃棄物対策課と初回面接	×
				モニタリング等	×	×
				ケアプラン報酬	基本報酬C+初回加算	初回のみ報酬

#### 4 事業対象者の新規申請に関する注意事項

- (1) 事業対象者からの新規申請が必要となる場合
  - ① 事業対象者の状態が悪化し、要介護状態となり、それに応じた介護サービスが必要な場合
  - ② 事業対象者の状態変化により、介護予防給付によるサービスが必要な場合
  - ③ ケアマネジメント C 対象サービスのみの利用で介護申請を経ずに事業対象者となったものが、指定事業所が提供するサービス利用や介護保険サービスの利用が必要な場合

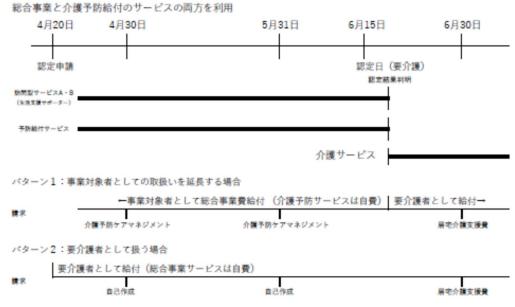
(2) 事業対象者が新規申請を行った後、要支援者として暫定的に総合事業サービスを利用していたが、認定結果が要介護だった場合

基本的には認定結果に従い、要介護として給付を受けてもらう。暫定プランにおいては[国通知の暫定ケアプランに関するQ&A]に準じて、総合事業と介護サービスの両方の指定を受けているサービス事業者を位置付け、認定結果により利用者の負担とならないよう努めていただく必要があるが、総合事業のみの緩和型サービスを利用していた場合、下記の取扱いが可能である。なお、この取り扱いが必要となった場合は早急に連絡すること(請求までに、市から国保連に介護として取り扱う開始日の変更を依頼し請求エラーにならないようにする必要があるため)。

① 総合事業でのみ実施の緩和型サービス(三島市では生活支援サポーターによる訪問型サービスA及び訪問型サービスB)を位置付けていた場合、介護給付のサービスを開始するまでは、事業対象者として取り扱うことができる。



② 総合事業でのみ実施の緩和型サービスと介護予防サービスの両方を利用していた場合、事業対象者として総合事業の支給をうける(介護予防サービスは自費)か、要介護者として介護予防給付を介護給付として扱い介護サービス費給付をうける(総合事業サービスは自費)かを選択することができる。



※認定結果が判明した後は速やかに結果に応じたサービスをケアプランに位置付けること。

- 5 第1号事業を実施する事業所の指定について
- (1) 指定権限(申請窓口)について

三島市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の申請は三島市地域包括ケア推進課にすること。

#### (2) 新規申請について

審査にはすべての書類が揃ってから1ヶ月程度かかるので事業開始時に指定が受けられるように 余裕をもって申請すること。なお、書類提出時に申請書類を綴る2穴ファイルをあわせて提出するこ と。

様式は市ホームページ (https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn030043.html) に掲載

#### (3) 更新申請について

指定有効期間が終了する 2 ヶ月前に対象事業所には通知をするので、事業を継続する場合は、有効期間終了 1 ヶ月前までに、更新申請を行うこと。なお、廃止の場合であっても廃止の届け出が必要になるので注意すること。 $\mathbf{x}(6)$ 参照

様式は市ホームページ (https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn037890.html) に掲載

- (4) 新規・変更申請時の注意点について
  - ① 書類提出時には、チェックリストを用い書類に漏れが無いか確認すること。
  - ② 下記内容の修正が多く見受けられるため、提出の際注意すること。
    - ・付表における、「定款・寄附行為等の条文」欄の記載漏れ
    - ・運営規定・利用契約書及び重要事項説明書における、三島市の総合事業内容への修正 (訪問介護等の介護サービスや他市町村の内容での提出が散見)
    - ・重要事項説明書、参考様式6利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要における、 三島市窓口部署の修正(介護保険課での提出が散見)
    - ・勤務に関する下記書類3点における内容の不一致
    - ○付表における「従業者の職種・員数」欄
    - ○参考様式7従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表における「職種・勤務形態」欄
    - ○従業員の契約書等

(雇用契約書等で、勤務場所、勤務時間、職務内容等が実態と異なる場合、

【参考様式 13】「雇用関係にあることを証する『事業者の証明書』」の提出が必要)

参考様式 13 雇用関係にあることを証する『事業者の証明書』における「形態・職務内容」欄

#### (5) 変更申請について

三島市介護予防・日常生活支援総合事業における指定を受けた事業者は、事業所の名称や所在地、管理者等に変更があった場合は、10 日以内にその旨を届け出ること。なお、届出が、変更の日から10 日を超えた場合、遅延理由書の提出も併せて必要となるので注意すること。

届出が必要な変更な事項及び様式は

三島市ホームページ(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn033084.html)に掲載

#### (6) 廃止・休止・再開の届け出について

事業を廃止もしくは休止しようとする場合は1ヶ月前までにその旨を届け出ること。また、事業を再開(休止からの再開)した場合は、10日以内にその旨の届け出が必要である。その際、事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を併せて提出すること。

様式は三島市ホームページ (https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn034439.html) に掲載

#### (7) 加算の届け出について

#### ① 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、毎年計画書の提出が必要となる。例年年明けから3月までに通知するので、翌年度の計画書(介護給付と一体的に実施している場合はその写しで可)を提出すること。また、加算の内容に変更がある場合は併せて「事業費算定に係る体制状況一覧表」及び「事業費算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること。

なお、翌年度6月頃に実績報告(こちらも写しで可)の提出も必要である。

年度途中に加算の変更がある場合は、「サービス提供月」の前々月の末日までに「事業費算定に係る体制状況一覧表」及び「事業費算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること。

#### ② 事業所評価加算について

事業所評価加算は国保連に審査を依頼するため、例年 10 月頃に算定の希望に関する通知を行うので、新規に算定を希望する場合は届出を行うこと(一度届出を行えば、その後は毎年算定される)。 結果は1月頃に通知する。事業所評価加算は1年間の対象期間で評価するため途中での変更はできない。

#### ③ その他の加算について

上記以外の加算について内容の変更があった場合は、「事業費算定に係る体制状況一覧表」及び「事業費算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること。なお、届出受理日が月 15 日以前であれば翌月から、16 日以降であれば翌々月からの算定となる。

#### 6 総合事業の請求について

三島市介護予防・日常生活支援総合事業報酬の手引きに従って請求すること。主な留意点は以下のとおり。

#### (1) 日割り請求について

訪問型サービス、通所型サービスの請求において1月の提供回数が一定回数を超え、月額包括報酬となる場合で、三島市介護予防・日常生活支援総合事業報酬の手引きに記載の「月途中の事由」に該当するときは日割り請求を行う。

日割り請求の算定方法は、実際に利用した日数に関わらず、サービス算定対象期間日数(月の途中から開始の場合は起算日から月末までの期間。月の途中に終了した場合は、月初めから起算日までの期間)に応じた日数を日割り計算用の日額のサービスコードに乗ずる。

なお、介護予防ケアマネジメント費及び日割り計算用のサービスコードのない加算、減算の日割り 請求はできない。

#### (2) サービスコードエラーになった際の取扱い

指定のないサービスコードや加算の届け出のない加算で請求を行うと国保連からエラー確認がある。三島市地域包括ケア推進課の保有する情報で確認が取れない場合は、各事業所に問合せを行うので対応してほしい。なお、請求誤りの場合は返戻となる。

#### (3) 総合事業の請求の取り下げ

指定事業所が訪問型サービス費、通所型サービス費を、また、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント費の請求の取り下げを行う際は、毎月10日までに「介護予防・日常生活支援総合事業費 請求取下げ申立書」を三島市地域包括ケア推進課に提出すること。郵送での提出も可能とするが、10日に届かない場合は翌月処理になるので注意すること。FAXでの提出は不可とする。

様式は市ホームページ (https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn031942.html) に掲載

#### (4) 令和3年度報酬改定概要

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準が令和3年4月1日から変更になる予定であることから、三島市の総合事業についても報酬改定を行う。主な内容は次のとおり。

① 単位数の変更

訪問型サービス費、通所型サービス費のすべての単位が増となる見込み。 ※別に送付した「介護予防・日常生活支援総合事業 報酬の手引き」参照

② 加算の新設、変更、廃止

(新設) 令和3年度新設となる加算

- ・栄養アセスメント加算(通所型サービス) 50 単位
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(通所型サービス)

口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位

口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

- ・科学的介護推進体制加算(通所型サービス) 40 単位
- ・委託連携加算(介護予防ケアマネジメント) 300 単位

#### (変更) 単位数等が変更になる見込みの加算

・口腔機能向上加算(通所型サービス)

口腔機能向上加算 150 単位から口腔機能向上加算(I) 150 単位口腔機能向上加算(II) 160 単位

・サービス提供体制強化加算(通所型サービス)

サービス提供体制強化加算(I)イ から サービス提供体制強化加算(I)

事業対象者・要支援1 72単位

事業対象者・要支援 1 88 単位

事業対象者・要支援2 144 単位

事業対象者・要支援2 176単位

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

事業対象者・要支援1 48単位

事業対象者・要支援 2 96 単位

サービス提供体制強化加算(II)

事業対象者・要支援1 24単位

事業対象者・要支援2 48 単位

サービス提供体制強化加算(II)

事業対象者・要支援1 72単位

事業対象者・要支援2 144 単位

サービス提供体制強化加算(III)

事業対象者・要支援1 24単位

事業対象者・要支援 2 48 単位

#### (廃止)廃止になる加算

- ・栄養スクリーニング加算 (通所型サービス)
- ・介護予防ケア小規模多機能連携加算(介護予防ケアマネジメント)

#### ③ 令和3年9月30日までの特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費及び通所型サービス費及び介護予防ケアマネジメント費について、それぞれ所定の単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。「新型コロナウイルス感染症への対応」としてのコードを設定。

④ サービスコード表の提供

令和3年4月中に、国保連での取込完了を待ってホームページに掲載する予定。

#### 7 その他(連絡事項等)

(1) 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者における「介護保険法施行規則第百四十条の六十 三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」への対応について

令和3年3月15日に発出された「厚生労働省告示第七十一号」の内容に関して対応が必要となります。なお、第五条、第六条、第九条、第十条の規定に関しては3年間の経過措置期間が設けられておりますので、期間内での対応をお願いします。また、運営規定の改訂を伴う場合は指定事業者の申請事項の変更の届出が必要となりますので、併せて対応をお願いします。

#### (主な対応事項)

- ・感染症や災害が発生した際の業務継続に向けた取組の強化(計画の策定、研修の実施、訓練の実施等)
- ・感染症対策の強化(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等)
- ・高齢者虐待防止の推進(虐待防止のための措置に関する事項についての運営規定を定める、委員会の 開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める)
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務づけ(介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者について認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる)

#### (2) 訪問型サービス A 従事者研修について

市では、これまで行っていた委託による 12 時間の研修ではなく、訪問型サービス B 従事者の養成を目的とした研修として、生活援助の方法を除いた下記の内容を 6 時間  $(1\ H)$  で実施していく予定です。

- 1 介護保険制度・高齢化社会の理解
- 2 高齢者の特性の理解
- 3 尊厳の保持とコミュニケーション
- 4 認知症高齢者の理解とケア

(研修の内容の変更に伴い、テキスト代の実費負担がなくなりました)

そのため、訪問型サービス A に従事するためには、本研修の修了者が<u>訪問型サービス A 事業所で生活援助の内容の研修を受講し、「三島市生活支援サポーター生活援助研修実施レポート(市の様式)」及び訪問型サービス B 従事者研修修了証(写しで可)を提出いただくことで、訪問型サービス A 従事者にステップアップしていただく必要があります。</u>

また、この研修は訪問型サービスA事業所にて、受講者を3名以上集めた場合には、事業所の予定に併せて設定することが可能です。詳細はお問い合わせください。

#### (3) 訪問型サービス B について

令和3年1月から芙蓉台自治会がサービスを開始しました。実施地域が「芙蓉台自治会の区域」となっておりますので、対象地域にお住いの事業対象者、要支援者に関して、ケアプランに位置付けることが可能です。利用に関する質問等がございましたらお問い合わせください。

なお、協力団体(シルバー人材センター)への委託による訪問型サービス B も引き続き実施しております。1ヶ月につき 4 時間を限度とし、利用者負担額は 1 時間 300 円となっております。こちらは市内全域で実施可能ですので、御利用ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る例外的な介護予防ケアマネジメントの取扱いについて

厚生労働省から示された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて」において示された事項に関して、三島市の総合事業でも準ずる扱いを可 能としています。ただし、市に下記提出書類を申請の上、決定を受ける必要がありますので御注意 下さい。

令和2年6月に地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に、通知しておりますので、参照 してください。

様式等は市のホームページ(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn030647.html)に掲載 《想定される内容例》

- ・訪問系サービスにおいて当初定められた提供時間より、感染予防の観点から可能な限り短くする場合
- ・通所系サービスを訪問によりサービス提供する場合
- ・通所系サービス事業所が電話による安否確認を行った場合
- ・ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなったが介護予防ケアマネジメント費を請求する場合 提出書類:例外的な介護予防ケアマネジメント利用申請書、ケアプラン、経緯のわかる書類(経過記録等) 期間:短期(3ヶ月)を上限とした介護予防ケアマネジメントにて必要とされる期間
- (5) 三島市 介護予防・日常生活支援総合事業 請求事例について 問と回答に分かれております。今回の資料に含まれる内容となっておりますので、請求ルールの再

確認等に是非、御利用ください。

#### (6) 質問票の提出について

今回の集団指導の内容に限らず、三島市の介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問等がございましたら、別添質問票にて御質問ください。質問いただいた事項に関しては、原則として Q&A の更新にて回答させていただきます。

(7) 三島市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A (事業所版)【最新版】の公開について制度移行期の内容を削除または修正し、令和3年1月までに問い合わせの多かった事項等を追加しております。是非、御一読ください。

市ホームページ (https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn030319.html) に掲載

- (8) 「高齢者 くらしの便利帳」の配布について
  - 令和3年度版が出来上がりましたので配布いたします。御活用ください。御希望があれば在庫をお渡しできます。お気軽にお問い合わせください。
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業 利用の手引き(令和3年4月改訂版)の配布について 報酬改定版を配布しますので、令和3年4月から新しいものをお使いください。在庫が不足した場合は御連絡ください。

### 三島市 介護予防・日常生活支援総合事業 請求事例(問)

#### 間1

事業対象者として総合事業サービス(総合事業通所介護と訪問型サービスB)を利用していた方が、住 宅改修が必要となったため、新規申請を行い、要支援認定が出ることを想定して引き続き総合事業サービ スを利用していたが、認定結果が要介護だった場合、どのような取扱い及び請求が可能か。

#### 間2

沼津市に住所のある三島市の被保険者(住所地特例者)が総合事業サービスを利用する場合、利用する 事業所はどちらの市の指定を受けている必要があるか。

#### 問3

要支援1で1週に1回の総合事業訪問介護の提供を想定していたが、月途中に状態が悪化し1月に6回サービスの提供を行った場合の請求単位は?

#### 問4

事業対象者で、事業対象者の総合事業通所介護利用回数増加申請により1週に2回の総合事業通所介護の利用を想定していたが、本人の希望により1月に4回しか利用しなかった場合の請求単位は?

#### 問 5

訪問型サービスAで1月に訪問介護員と生活支援サポーターの両方がサービス提供を行った場合

- ① 週に2回程度の訪問型サービスAの利用者に対し、1月に8回訪問介護員等によるサービス、1回 生活支援サポーターによるサービスを提供した場合の請求単位は?
- ② 週に1回程度の訪問型サービスAの利用者に対し、1月に1回訪問介護員等によるサービス、4回 生活支援サポーターによるサービスを提供した場合の請求単位は?

## 三島市 介護予防・日常生活支援総合事業 請求事例 (解答)

#### 間1

認定結果が判明した後は速やかに結果に応じたサービスをケアプランに位置付ける必要はあるが、利用者の自己負担を軽減するために既に訪問型サービス B を利用していた期間については「事業対象者」として扱うことができるため、地域包括ケア推進課に事業対象者として取り扱う必要がある期間を申し出る。

※市から国保連への処理依頼が完了後、請求が可能になる (集団指導資料 P.5 (2) ②参照)

#### 間2

#### 沼津市

※三島市の指定は不要 (報酬の手引き P.2 参照)

#### 問3

#### 1.176 単位

※「1 週に 1 回程度」として、1,176 単位(A2 1111、月額包括報酬)を算定する。 (報酬の手引き P.6 参照)

#### 問4

#### 1,580 単位

※事業対象者(週に2回程度)として、395単位(A61123)×4回を算定する。

※A61123は「1月の中で全部で5回から8回まで」と記載されているサービスコードだが、4回以下 の請求も可能

(報酬の手引き P.8 参照)

#### 問5

#### ① 1,973 単位

※各単価に回数を乗じて足すと 229 単位(A2 2541)×8+190 単位(A2 2551)×1=2,022 単位となるが、訪問介護員等の月額包括報酬 1,973 単位(A2 1241)を超えるのでこちらで請求(報酬の手引き P.5 参照)

#### ② 973 単位

※各単位に回数を乗じて足す 225 単位(A2 2441)×1+187 単位(A2 2451)×4=973 単位となる。週1回程度で考えた時の月5回以上という月額包括報酬の回数に達してはいるが、訪問介護員等の月額包括報酬 988 単位(A2 1141)を超えていないため、そのまま合計の単位数で請求(報酬の手引き P.5 参照)